

令和 年 月 日

重 要 事 項 説 明 書

「指定通所介護」

「通所型サービス（第一号通所事業）」

社 会 福 祉 法 人 前 橋 あ そ か 会
やすらぎ園デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(群馬県指定 第 224 号)

当事業所はご契約者に対して通所介護、通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、「要支援」「要介護」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業者実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	8
7. 第三者による評価の実施状況等	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 前橋あそか会
(2) 法人所在地 群馬県前橋市江木町1231番地
(3) 電話番号 027-269-1566
(4) 代表者氏名 理事長 鈴木 浩文
(5) 設立年月 昭和42年9月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月1日指定
群馬県 1070100753号
指定介護予防通所介護事業所・平成18年4月1日指定
群馬県 1070100753号

※当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。

- ①運動器機能向上サービス ②栄養改善ケアサービス ③口腔機能向上サービス
もしくは、①アクティビティサービス

※当事業所は特別養護老人ホームやすらぎ園に併設されています。

- (2) 事業所の目的 ご利用者様お一人お一人が病気や障害、認知機能の低下があってもその人らしい生活を自信・意欲・楽しみを持って過ごせるように個々に合わせたサービスと援助を行います。

(3) 事業所の名称

通所介護、通所型サービス（第一号通所事業）やすらぎ園デイサービスセンター

- (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市江木町1225-1番地
(5) 電話番号 027-269-6216（代表）
(6) 事業所長（管理者） 施設長 坂井 賢二
(7) 当事業所の運営方針

- ・利用者の自立支援の助長
- ・利用者の社会参加の促進と孤独感の解消
- ・機能訓練による心身機能の維持向上
- ・介護者の身体・精神的負担の軽減

(8) 開設（サービス開始）年月

通所介護 平成12年4月1日
介護予防通所介護 平成18年4月1日
第一号通所事業 平成29年4月1日

- (9) 利用定員 33人

3. 事業者実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：前橋市桂萱地区及び旧大胡町。他地区は要相談。

(2) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護	通所介護（介護予防）	訪問介護（介護予防）
営業日	年中無休	日曜日を除く日	年中無休
受付時間	月～金曜日 9時～17時	月～土曜日 8時30分～17時30分	月～土曜日 9時～17時
サービス提供時間 延長利用時間		月～土曜日 9時～17時 8時00分～19時00分	月～土曜日 9時～17時

※通所介護においては、施設長が必要と認めた場合に開所及び休所することがあります。

営業日（日曜日・年末年始12/31～1/3を除く）

※通所介護の延長利用（9時間を超える利用）については個別に相談いたします。

（別紙1利用料金表参照してください。）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

○ 通所介護・通所型サービス(第一号通所事業)（ ）は兼務職員

職種	併設通所介護（介護予防）	
		指定基準
1. 事業所長（管理者）	(1)名	1名
2. 介護職員	9(2)名	名
3. 生活相談員	3(2)名	1名
4. 看護職員	5(4)名	1名
5. 機能訓練指導員	(4)名	名
6. 介護支援専門員	(0)名	名
7. 医師		
8. 管理栄養士	(1)名	

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＊ **通所介護** 加算サービス（個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上）について

は利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

- ＊ **通所型サービス(第一号通所事業)** 選択的サービス（生活機能向上グループ活動、運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上）については利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

<サービスの概要（通所介護・通所型サービス(第一号通所事業）>

（契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。）

- ① 食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
- ・ 食事の準備・介助を行います。（12：00～13：00）
 - ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴（通所介護 加算対象サービス）

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 入浴前に体温測定等を行います。状態によっては入浴を中止し、清拭にて代替えさせて頂く事がございます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

サービス提供体制強化加算（通所介護・通所型 加算対象サービス）

- ・ 当事業所の介護職員の総数のうち勤続10年以上介護福祉士（国家資格）を有する職員を25%以上配置いたします。
- ・ 以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。

地域加算（通所介護・通所型 加算対象サービス）

- ・ 介護サービス事業所の地域による人件費の単価の違いによって、全国の市区町村を地域区分に分け、その区分ごとに1単位の単価を設定。前橋市⇒1単位10.14円。

（通所介護 加算サービス）

① 個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、

日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

② 栄養改善マネジメント

- ・管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。
- ・月2回管理栄養士等が栄養改善サービスを提供した際に料金をいただきますが、それ以外の来所日も、栄養、摂食や嚥下に配慮した食事介助等を行います。また、3ヶ月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

③ 口腔機能向上サービス

- ・言語聴覚士等（実態に応じて歯科衛生士等あるいは看護師等と記載）により、ご契約者の口腔状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

月2回、言語聴覚士等が口腔機能改善サービスを実施した際には料金をいただきます。

3ヶ月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合には、さらに継続してサービスを受けることができます。

④ 若年性認知症ケア

- ・若年性認知症（40歳以上65歳未満）のご利用者に対するサービスとして授産作業的なアクティビティ、スポーツ、創作的活動等、若年者のニーズを踏まえたプログラムを提供します。

（通所型 選択的サービス）

① 運動器機能向上サービス

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

② 栄養改善サービス

- ・管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

③ 口腔機能向上サービス

- ・言語聴覚士等（実態に応じて歯科衛生士等あるいは看護師等と記載）により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

① 生活機能向上グループ活動加算

- ・利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援の為の活動を行った場合に所定単位数を加算する。

① ～③、①を選択していただけます。

《サービスの利用頻度 ・ 留意事項》

☆利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆現金や貴重品、食べ物等の持参はご遠慮お願い致します。また、携帯電話を持参の場合には利用時は電源を切るようお願い致します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

＊以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

①通所介護・通所型 昼食・おやつ代 700円

昼食：12：00～13：00

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕（希望者）

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,500円（美容）

○通所介護

・通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

事業実施地域以外： 500円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

費用は、1か月ごとに計算致します。月末締めで、翌月の10日以降に請求書をお渡し

いたしますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み	
高崎信用金庫 前橋支店 普通預金	2 1 2 8 4 6 6
社会福祉法人 前橋あそか会 特別養護老人ホームやすらぎ園	
イ. 当施設へ現金にての支払い	
ご利用できる時間 平日 8：30～17：30、土曜日 8：30～12：30	

利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

通所型サービス(第一号通所事業)

- ☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
 - ☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。
 - ☆契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
 - ☆月ごとの定額制となります。月の途中よりご利用になられた場合、契約日を起算日に日割り計算を行います。また、契約月にご利用がなかった場合は日割り計算は行わず利用月より定額制となります。また、以下に該当する場合は日割り計算を行います。
- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基

づいて利用料を計算します。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

短期入所生活介護	〔職氏名〕	生活相談員	市 川 貴 央
通 所 介 護	〔職氏名〕	生活相談員	関 野 大 輔
第一号通所事業	〔職氏名〕	生活相談員	関 野 大 輔
訪 問 介 護	〔職氏名〕	サービス提供責任者	吉 田 伸 恵
介護予防訪問介護	〔職氏名〕	サービス提供責任者	吉 田 伸 恵

○受付時間 短期入所生活介護・通所介護（予防）・訪問介護（予防）ともに
毎週 月曜日～金曜日 8：30～17：30

○受付電話番号

短期入所生活介護	TEL 027-269-6216
通所介護（予防）	TEL 027-269-0727
訪問介護（予防）	TEL 027-269-7400

＊また、苦情受付ボックスをホールに設置しています。

＊当法人において、苦情解決第三者委員も2名おります。

横倉 慶一 元(株)中田屋社長 前橋市六供町 282-4
090-3041-7879

中西 久人 江木町第二自治会会長 前橋市江木町 1131-9
090-6007-8020

(2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 介護保険課	所在地	前橋市大手町2-12-1
	電話番号・FAX	027-224-1111
	受付時間	AM8：30～PM5：00

国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号・FAX 027-290-1319 受付時間 AM8:30~PM5:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号・FAX 027-255-6033 受付時間 AM8:30~PM5:00

・(3)高齢者虐待防止について

当施設は、人権擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

○虐待防止責任者

[職氏名] 施設長 坂井 賢二

○虐待防止受付窓口（担当者）

[職氏名] 主任生活相談員 関野 大輔

7. 第三者による評価の実施状況等

実施 なし

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 主任生活相談員 氏名 関野 大 輔 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

〒 _____

利用者 住 所 _____

ご利用者氏名 _____ 印

ご家族等氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階一部2階建
- (2) 建物の延べ床面積 1, 925.064 m²
- (3) 事業所の周辺環境※騒音も少なく、静かな環境の中で一日の生活ができます。
また、上毛電鉄の江木駅より徒歩2分のところにあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

- ・通所介護—9名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

- ・通所介護—1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

- ・通所介護—1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

- ・通所介護—4名の機能訓練指導員(看護職員兼務)を配置しています。

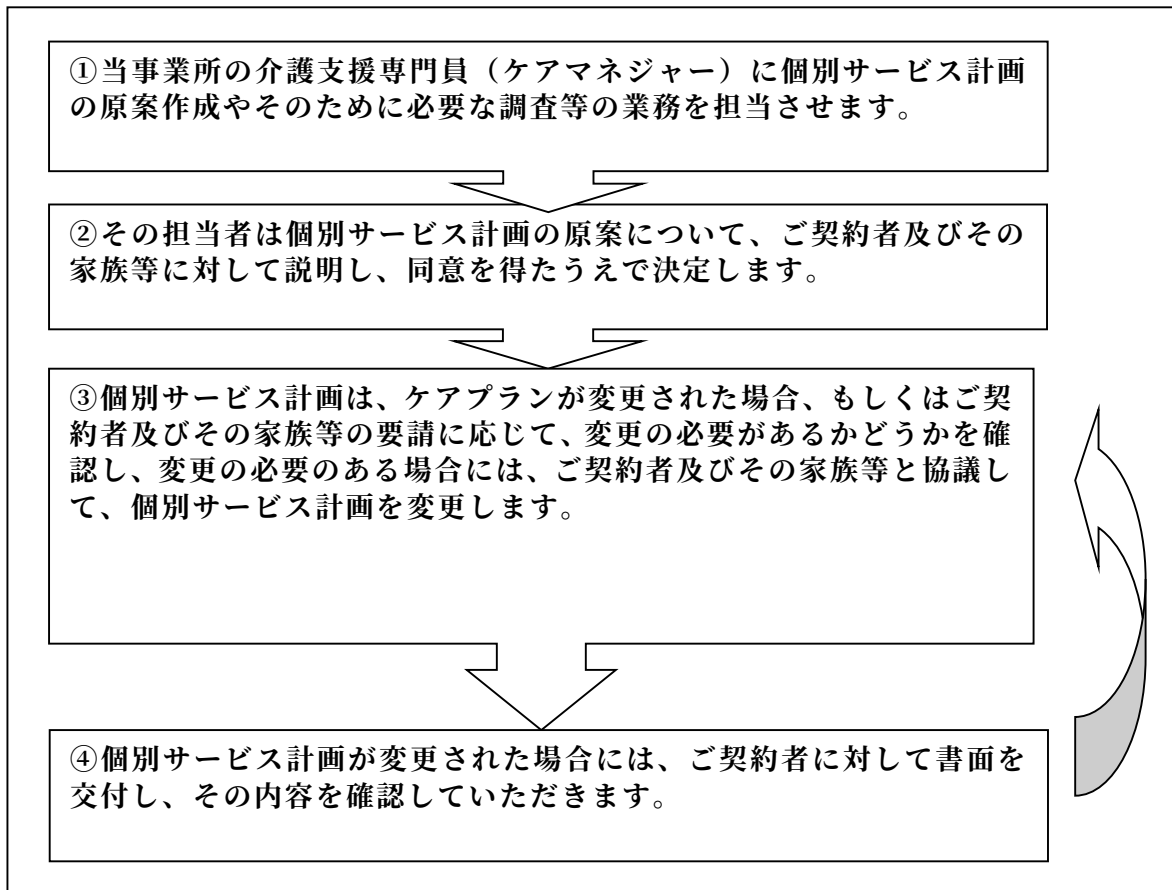
医師 (短期入所生活介護) …ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の嘱託医師を配置しています。

管理栄養士…献立作成及び栄養ケアを担当します。

- 2名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

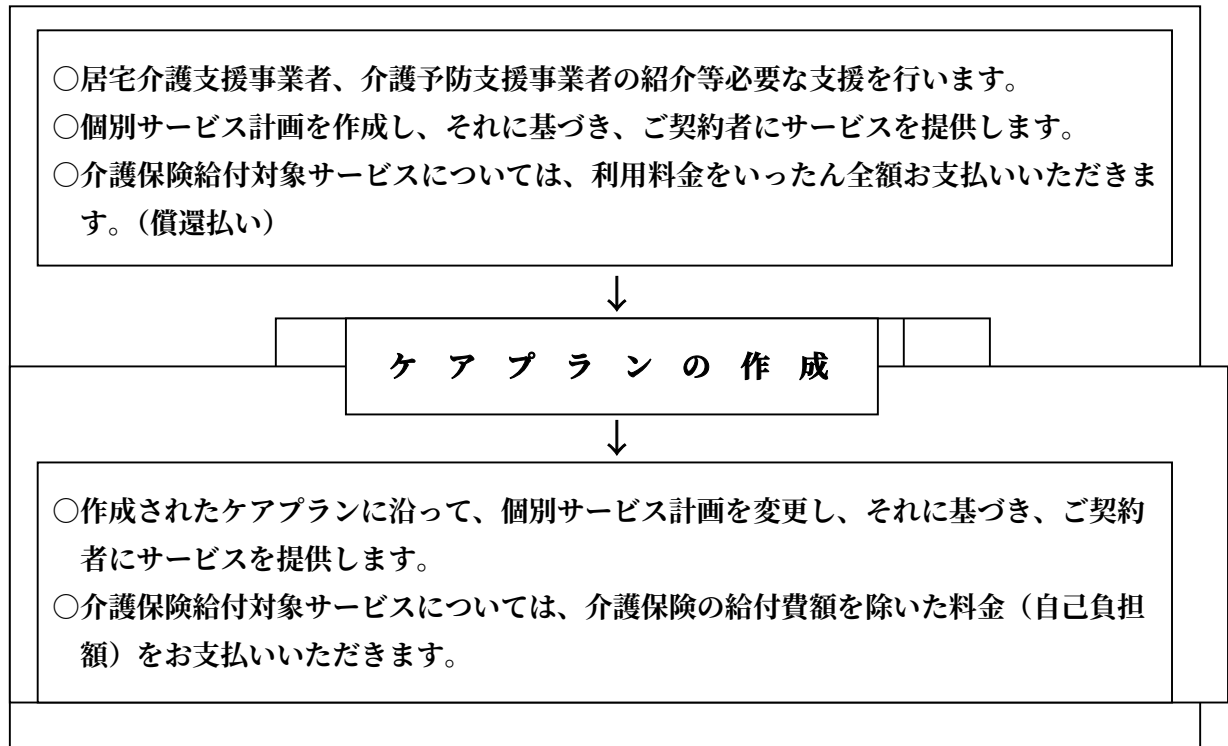


＊サービス実施日や加算対象サービス、選択的サービスの利用の有無等については、ケアプランに定められます。

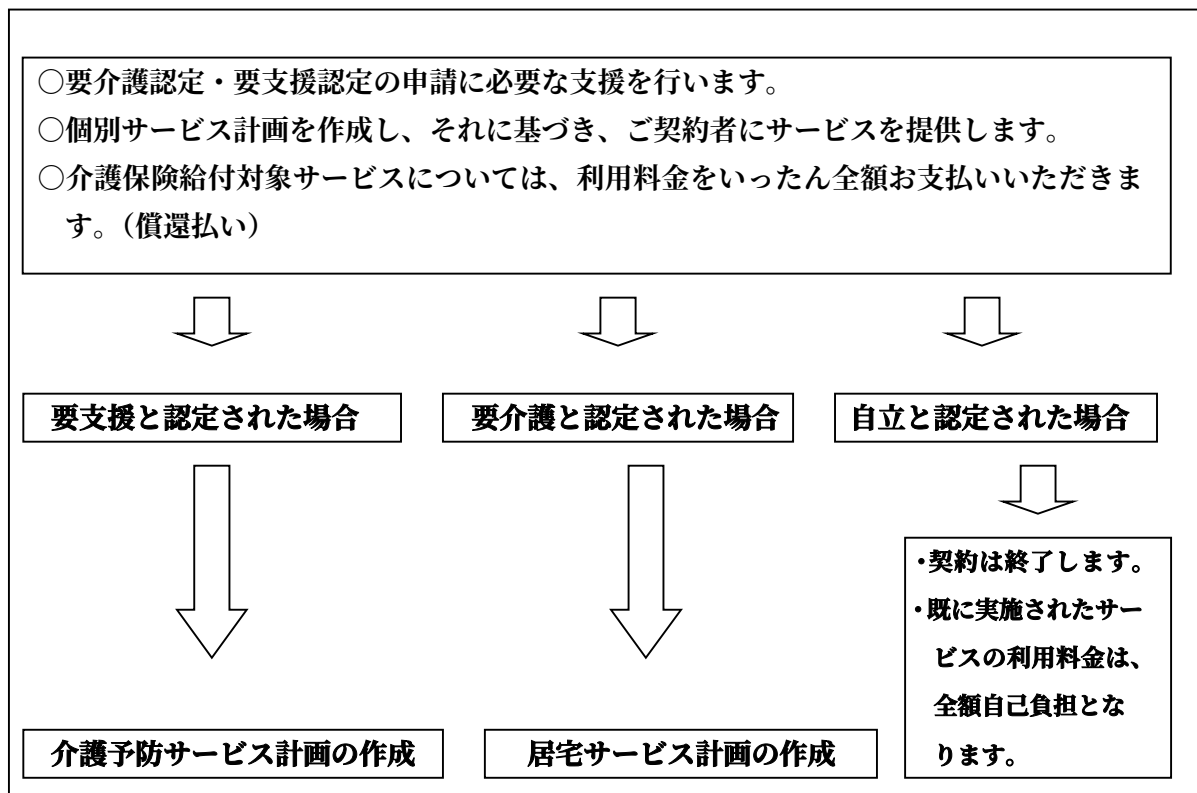
＊個別サービス計画では、ケアプランに沿って、具体的なサービス内容や援助目標を定めます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定・要支援認定を受けている場合



① 要介護認定・要支援認定を受けていない場合



○要支援と認定された場合

- ・介護予防サービス支援計画（ケアプラン）を作成していただきます。
- ・必要に応じて地域包括支援センター（介護予防支援事業者）への紹介等必要な支援を行います。

○要介護と認定された場合

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
- ・必要に応じて居宅介護支援事業者への紹介等必要な支援を行います。

● 介護予防サービス支援計画・居宅サービス計画の作成

- ・本事業所の通所介護サービスが居宅サービス計画に位置づけられた場合には、通所介護サービスについて、料金やサービス内容について説明し、同意いただけた場合には通所介護サービスの提供について改めて契約を締結します。
- ・作成された介護予防サービス支援計画・居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、通所介護計画を作成・変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
サービス担当者会議など契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合、またご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

飲食物、過大なる金銭、大切な貴金属

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペースはございません。

(4) 緊急時の対応

事業者は、現に通所介護及び介護予防通所介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は、緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医の医師又は、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(5) 健康上の理由による中止

①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りする事があります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止する事があります。その場合、ご家族にご連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(6) 個人情報の使用

サービス担当者会議において、利用者の個人情報又はご家族の個人情報を共有させていただき、利用者の支援に活用させていただきます。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第20条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。